破産手続廃止

平成２５年（フ）第６８８号
千葉県柏市今谷上町56番地２
破産者　株式会社ダックス
１　決定年月日　平成27年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８９号
宮城県仙台市泉区向陽台４丁目15番19号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港東１丁目６番４－332号
破産者　大崎　修男
１　決定年月日　平成27年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１４２６号
東京都千代田区大手町１丁目６番１号　大手町ビル
破産者　コスモテック特許情報システム株式会社
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０号
川崎市幸区鹿島田３丁目６番26号
破産者　有限会社和気製作所
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５０１号
神奈川県藤沢市石川６丁目18番地の54　藤沢工機ビル５Ｆ
破産者　丸興工業株式会社
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
長野県上田市古里831番地31
破産者　山岸賀世子
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５２９号
静岡県浜松市東区天王町1663番地の１
破産者　株式会社アドバンス
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
名古屋市中区大須３丁目30番40号
破産者　有限会社二階堂グループウィステリア
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１号
三重県伊賀市一之宮213番地の１
破産者　有限会社おかもと
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５６１７号
大阪府岸和田市中井町２丁目１番１号
破産者　有限会社ヤスダルシクラージュ（旧商号有限会社ルシクラージュ）
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８０号
大阪府岸和田市中井町２丁目１番１号
破産者　株式会社サイアンス
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４号
岡山市北区西之町８番９号
破産者　有限会社一番急送
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４号
山口市秋穂東1553番地１、商業登記簿上の本店所在地山口市秋穂東字先大海峠1573番
破産者　有限会社山本土建
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
山口県周南市大字大河内2100番地の30
破産者　有限会社サンリツトーイ
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３９６号
那覇市泉崎２丁目46番地
破産者　株式会社サザンロード
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６７号
北海道旭川市７条通８丁目33番地12
破産者　株式会社ＳＰソリューション
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８号
北海道旭川市７条通８丁目33番地12
破産者　有限会社サービスプランニング
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
秋田県大仙市鑓見内字幕林93番地
破産者　有限会社渡辺冷温
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１５号
栃木県那須塩原市並木町116番地157
破産者　御幸建設有限会社
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４０号
千葉県旭市江ケ崎1654番地６　メゾン新栄202
破産者　仲本　真吾
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５１５号
横浜市中区弁天通３丁目43番地１　サングレイス関内Ｂ１
破産者　株式会社Ｂｏｎｄ
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５号
金沢市入江２丁目180番地
破産者　株式会社土井
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所